

半期報告書

(第7期中) 自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

目 次

	頁
表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【事業等のリスク】	5
5 【経営上の重要な契約等】	6
6 【研究開発活動】	6
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	9
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	9
2 【道路資産】	9
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【中間連結財務諸表等】	14
(1) 【中間連結財務諸表】	14
(2) 【その他】	45
2 【中間財務諸表等】	46
(1) 【中間財務諸表】	46
(2) 【その他】	61
第6 【提出会社の参考情報】	62
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63
第1 【保証会社情報】	63
第2 【保証会社以外の会社の情報】	63
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	63
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	65
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	65
第3 【指数等の情報】	66
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年12月28日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 光博
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	88,150	93,491	92,315	178,233	250,778
経常利益又は経常損失(△) （百万円）	△2,331	△3,453	1,926	5,238	4,523
中間(当期)純利益又は中間純 損失(△)（百万円）	△2,560	△1,811	1,410	3,047	4,368
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	—	△1,914	1,384	—	4,267
純資産額（百万円）	29,028	30,696	38,263	34,389	36,878
総資産額（百万円）	265,729	303,860	282,845	317,211	299,978
1株当たり純資産額（円）	1,344.24	1,534.83	1,913.18	1,625.12	1,843.94
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は中間純損失金額(△) （円）	△128.03	△90.56	70.54	152.39	218.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	10.1	10.1	13.5	10.2	12.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△4,475	△7,900	△21,371	△25,674	49,594
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△2,707	△1,393	△2,211	△8,248	△3,799
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	2,853	△7,118	4,193	42,137	△39,323
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	25,439	21,570	25,064	37,983	44,453
従業員数（人）	1,951	1,980	2,010	1,903	2,004
[外、平均臨時雇用人員]	[1,414]	[1,522]	[1,564]	[1,427]	[1,505]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期中、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第5期中及び第6期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第6期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	87,391	92,547	90,139	176,520	248,500
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△2,859	△3,569	1,701	3,538	3,207
中間（当期）純利益又は中間 純損失（△）（百万円）	△2,923	△3,680	1,496	1,889	1,734
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	25,128	26,261	33,173	29,942	31,676
総資産額（百万円）	258,602	296,098	274,981	309,703	290,964
1株当たり純資産額（円）	1,256.44	1,313.08	1,658.66	1,497.10	1,583.83
1株当たり中間（当期）純利 益金額又は1株当たり中間純 損失金額（△）（円）	△146.16	△184.02	74.83	94.50	86.73
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	9.7	8.9	12.1	9.7	10.9
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	741 [170]	730 [162]	704 [166]	739 [172]	726 [164]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期中、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第5期中及び第6期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,802
受託事業	[1,510]
その他	31 [15]
全社（共通）	177 [39]
計	2,010 [1,564]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	704 [166]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災により被災地の生産拠点が被害を受け、サプライ・チェーンを通じて全国的に生産が減少し、消費等の需要も大きく落ち込んだものの、政府の復興施策や民間主体の復旧に向けた懸命の努力により経済状況は持ち直しつつあります。関西経済についても、生産面等で東日本大震災の影響を受けたものの影響は比較的軽微であったこともあり、輸出・生産、設備投資、個人消費とも緩やかな回復基調にあります。阪神高速道路の通行台数につきましても、当中間連結会計期間においては当初、東日本大震災の影響により減少傾向でしたが、7月以降は9月の台風による影響を除き微増傾向にあります。

このような経営環境の中、民営化6年目を迎えた阪神高速グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に一層努めてまいりました。また、グループ一丸となって、業務の効率化や経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は92,315百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益は1,584百万円（前年同期は営業損失3,858百万円）、経常利益は1,926百万円（前年同期は経常損失3,453百万円）、法人税等を控除した当中間純利益は1,410百万円（前年同期は中間純損失1,811百万円）となりました。

なお、セグメント毎の概要は、次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業では、当中間連結会計期間において、経済対策や高速道路ネットワークの有効活用等の観点から土曜・休日割引等の料金引き下げや、3号神戸線等の沿道環境改善を目指し、5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシングなどの料金施策を継続的に実施しました。また、「まちかどeサービス ETC車載器トクトクキャンペーン」や企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス（2011夏）」の発売等により、ETCの普及・利用促進策を実施しました。さらに、「渋滞アクションプログラム」の改訂にも取り組みました。

高速道路の建設につきましては、関西経済の発展へ寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の路線等について整備促進に努めました。

高速道路通行台数は、東日本大震災による影響等により一日当たり87.5万台（前年同期比0.7%減）とやや減少傾向となりました。しかしながら、料金収入は、大型車混入率の増加や土曜・休日の割引施策の変更等により83,029百万円（前年同期比1.7%増）となりました。また、機構への債務引き渡しに伴う道路資産完成高は3,154百万円（前年同期比48.4%減）となりました。この結果、高速道路事業の営業収益は86,530百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

一方、営業費用につきましては、協定に基づく機構への貸付料支払いや管理費用等により、84,976百万円（前年同期比7.7%減）となり、営業利益は1,553百万円（前年同期は営業損失4,098百万円）となりました。

なお、機構との協定に基づく、変動貸付料制による貸付料の減算は実施しておりません。

(受託事業)

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は3,302百万円（前年同期比20.9%減）、営業費用は3,286百万円（同21.4%減）となり、営業利益は16百万円（前年同期は営業損失7百万円）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業、発生土再生活用事業等を展開しました。

特に、当中間連結会計期間より、大和川線のシールド工事発生土再生活用事業を本格開始したほか、平成23年4月には、地産地消をテーマとした農産物・海産物直売所をオープンしました。

また、今後の海外事業展開に資するため、平成23年4月には、中華人民共和国（上海市）に現地法人として阪神土木技術諮詢（上海）有限公司を設立し、9月には、当社と他の高速道路会社との共同出資により日本高速道路インターナショナル株式会社を設立しました。

この結果、その他の事業の営業収益は2,625百万円（前年同期比92.7%増）となりましたが、農産物・海産物直売所の出店経費や出店に伴う設備投資の償却負担等により、営業費用は2,610百万円（同134.5%増）となり、営業利益は14百万円（同94.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益1,849百万円に加えて減価償却費3,459百万円、売上債権の減少10,193百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加14,451百万円、仕入債務の減少11,929百万円、法人税等の支払額1,549百万円などがあったことにより、21,371百万円の資金流出（前年同期比13,470百万円の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出2,420百万円などがあったことにより、2,211百万円（前年同期比817百万円の増加）の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出4,856百万円などがあったものの、長期借入れによる収入9,268百万円の資金調達を実施したことにより、4,193百万円の資金流入（前年同期は7,118百万円の資金流出）となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に中間連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産完成高）は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益（道路資産完成高）は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、25,064百万円（前年同期比3,493百万円の増加）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、平成23年11月9日付けで道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条第6項の許可を受けることで、前連結会計年度末時点における課題の一部については以下のとおりとなりました。

＜企業理念に掲げる高速道路サービスの充実＞のうち、料金圏のない対距離制への移行に関する事項

阪神高速道路（阪神圏）の通行料金について、現行の均一料金から、料金圏のない対距離制（500～900円）の距離料金へ、平成24年1月1日から移行します。なお、移行に際して、NEXCO・本四との乗継割引、西線内々利用割引等について、当面、平成25年度まで実施します。また、E T C車載器購入助成等、現金でご利用のお客さまへの支援もあわせて実施します。

＜関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進＞のうち、信濃橋渡り線（仮称）の事業化に関する事項

信濃橋渡り線（仮称）の工事を事業として追加しました。大阪港線東行きと環状線北行きを直接接続する連絡路の整備を行い、あわせて大阪港線阿波座付近及び環状線信濃橋付近の拡幅を行います。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生や重要な変更はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当社及び機構は、平成23年6月13日付けで「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を締結しました。同変更協定は、平成23年11月9日付けで、機構が機構法第14条第1項の認可を受け、当社が特措法第3条第6項の許可を受けたことにより、その効力を生じています。

主な変更内容として、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省発表）及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による「高速道路利便増進事業に関する計画」（平成23年3月17日 国土交通大臣同意）を受けて、平成24年以降の料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額の変更を始め、大阪府道高速大阪池田線の改築に係る工事として信濃橋渡り線（仮称）の工事を追加するとともに、事業費及び工程の精査等により、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更しております。

これらの変更のほか、平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更しております。

なお、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」に係る変更内容

協定変更（届出）日	協定一部変更の内容
平成19年11月30日	大和川線都市計画変更に基づく遠里小野ランプ削除、及び鉄砲西ランプ追加
平成21年3月31日	「生活対策（平成20年10月30日）」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きとして、計画料金収入・貸付料を減額し（平成21～29年度まで）、料金の額及びその徴収期間を変更
平成22年9月27日	神戸市道高速道路2号線の完了年月日を変更

「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に係る変更内容

協定変更（届出）日	協定一部変更の内容
平成19年8月23日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更
平成20年6月23日	京都市道高速道路2号線の完了年月日を変更
平成21年3月31日	「生活対策（平成20年10月30日）」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きとして、計画料金収入・貸付料を減額し（平成21～29年度まで）、料金の額及びその徴収期間を変更
平成23年2月7日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる高速道路構造物の長寿命化、維持管理コスト低減、走行安全性及び快適性の向上、地球環境への負荷低減のための新技術の開発を目指して取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、40百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債権債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比1.3%減の92,315百万円となりました。高速道路事業については、通行台数は減少したものの、土曜・休日の割引施策の変更等の影響もあり、料金収入は83,029百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高3,154百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は86,530百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線の工事受託等により3,302百万円、その他の事業については2,625百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比6.8%減の90,730百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い62,091百万円、道路資産完成原価3,154百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費19,730百万円等による高速道路事業営業費用84,976百万円、受託事業における受託事業営業費用3,286百万円、その他の営業費用2,610百万円となりました。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は1,584百万円（前年同期は営業損失3,858百万円）となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん償却額187百万円等により397百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、長期借入金の支払利息37百万円等により55百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は1,926百万円（前年同期は経常損失3,453百万円）となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、投資有価証券売却益19百万円等の計上により40百万円、特別損失は投資有価証券売却損50百万円等により117百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は1,849百万円（前年同期は税金等調整前中間純損失1,798百万円）となりました。

⑤ 中間純利益

当中間連結会計期間の中間純利益は、法人税等439百万円を計上した結果、1,410百万円（前年同期は中間純損失1,811百万円）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額17,410百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額3,154百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注）1	道路資産価額 （百万円）（注）2
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成23年6月	1,945
		平成23年9月	1,193
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成23年6月	15
合計		—	3,154

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当中間連結会計期間末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成23年9月30日

区分		年間賃借料（百万円）（注）1	
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	119,621
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速大阪池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速大阪西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線		
	京都圏	京都市道高速道路1号線	4,558
		京都市道高速道路2号線	
合計		124,180	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
3. 当中間連結会計期間末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税は含まれておりません。
5. 当社が平成23年11月9日付で特措法第3条第6項の許可を受けたことより、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部変更の効力が生じたことで、阪神圏の年間賃借料の額は119,621百万円から121,097百万円へと変更となります。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

なお、平成23年11月9日付で特措法第3条第6項の許可を受け、新たに信濃橋渡り線（仮称）の工事及び防災・安全対策工等における予防保全にかかる事業の一部を追加しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年12月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株式としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,464	5,574
高速道路事業営業未収入金	17,890	12,802
未収入金	7,470	2,283
未取還付法人税等	7	2
未取消費税等	39	※3 1,087
有価証券	364	20,250
仕掛道路資産	159,862	174,283
その他のたな卸資産	178	210
受託業務前払金	15,899	14,646
繰延税金資産	502	855
その他	3,032	2,994
貸倒引当金	△13	△8
流動資産合計	249,700	234,982
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,392	23,964
減価償却累計額	△5,907	△6,522
建物及び構築物 (純額)	17,484	17,441
機械装置及び運搬具	40,749	40,956
減価償却累計額	△19,028	△21,384
機械装置及び運搬具 (純額)	21,721	19,571
土地	5,056	5,101
リース資産	970	1,038
減価償却累計額	△254	△341
リース資産 (純額)	716	697
建設仮勘定	1,013	1,339
その他	1,002	1,197
減価償却累計額	△552	△646
その他 (純額)	450	551
有形固定資産合計	46,442	44,702
無形固定資産		
ソフトウェア	1,122	997
その他	5	5
無形固定資産合計	1,128	1,003
投資その他の資産		
投資有価証券	1,416	790
繰延税金資産	360	399
その他	959	1,006
貸倒引当金	△30	△38
投資その他の資産合計	2,706	2,157
固定資産合計	50,277	47,862
資産合計	※1 299,978	※1 282,845

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	26,808	14,294
未払金	10,769	2,777
短期借入金	200	100
1年以内返済予定長期借入金	11,454	11,827
リース債務	155	167
未払法人税等	1,601	859
未払消費税等	2,286	※3 143
受託業務前受金	15,969	15,497
前受金	670	1,577
賞与引当金	1,279	1,290
回数券払戻引当金	312	240
その他	※4 830	※4 1,026
流動負債合計	72,338	49,804
固定負債		
道路建設関係社債	※1 84,003	※1 84,014
道路建設関係長期借入金	79,922	84,494
長期借入金	5,300	4,766
リース債務	544	510
繰延税金負債	104	103
退職給付引当金	18,407	18,570
役員退職慰労引当金	68	59
ETCマイレージサービス引当金	724	794
負ののれん	926	738
その他	759	723
固定負債合計	190,761	194,777
負債合計	263,099	244,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	16,852	18,263
株主資本合計	36,852	38,263
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	0
その他の包括利益累計額合計	26	0
少数株主持分	—	—
純資産合計	36,878	38,263
負債・純資産合計	299,978	282,845

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業収益	93,491	92,315
営業費用		
道路資産賃借料	66,251	62,091
高速道路等事業管理費及び売上原価	27,605	25,422
販売費及び一般管理費	※1 3,493	※1 3,217
営業費用合計	97,350	90,730
営業利益又は営業損失(△)	△3,858	1,584
営業外収益		
受取利息	14	11
受取配当金	1	0
土地物件貸付料	20	16
寄付金収入	144	—
原因者負担収入	7	8
回数券払戻引当金戻入額	—	64
負ののれん償却額	187	187
デリバティブ評価益	—	18
持分法による投資利益	—	17
その他	124	72
営業外収益合計	499	397
営業外費用		
支払利息	53	37
偽造ハイウェイカード損失	0	0
デリバティブ評価損	32	—
持分法による投資損失	1	—
その他	6	17
営業外費用合計	95	55
経常利益又は経常損失(△)	△3,453	1,926
特別利益		
固定資産売却益	※2 1	※2 1
投資有価証券売却益	—	19
投資有価証券償還益	0	0
出資金償還益	—	19
回数券払戻引当金戻入額	14	—
負ののれん発生益	1,756	—
仕掛道路資産修正益	110	—
特別利益合計	1,884	40
特別損失		
固定資産売却損	※3 0	※3 1
固定資産除却費	※4 42	※4 18
投資有価証券評価損	13	45
投資有価証券売却損	—	50
投資有価証券償還損	11	—
デリバティブ評価損	16	—
減損損失	※5 144	※5 0
特別損失合計	229	117
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,798	1,849
法人税、住民税及び事業税	121	797

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
過年度法人税等	53	34
法人税等調整額	△75	△392
法人税等合計	99	439
少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失 (△)	△1,898	1,410
少数株主損失 (△)	△87	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,811	1,410

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失(△)	△1,898	1,410
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12	△23
持分法適用会社に対する持分相当額	△3	△2
その他の包括利益合計	△16	△25
中間包括利益	△1,914	1,384
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,805	1,384
少数株主に係る中間包括利益	△108	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
当期首残高	12,484	16,852
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,811	1,410
当中間期変動額合計	△1,811	1,410
当中間期末残高	10,673	18,263
株主資本合計		
当期首残高	32,484	36,852
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,811	1,410
当中間期変動額合計	△1,811	1,410
当中間期末残高	30,673	38,263
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	18	26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5	△25
当中間期変動額合計	5	△25
当中間期末残高	23	0
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18	26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5	△25
当中間期変動額合計	5	△25
当中間期末残高	23	0
少数株主持分		
当期首残高	1,886	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,886	—
当中間期変動額合計	△1,886	—
当中間期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	34,389	36,878
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,811	1,410
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,881	△25
当中間期変動額合計	△3,692	1,384
当中間期末残高	30,696	38,263

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,798	1,849
減価償却費	3,822	3,459
減損損失	144	0
負ののれん償却額	△187	△187
負ののれん発生益	△1,756	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	3
退職給付引当金の増減額(△は減少)	167	162
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△43	△8
賞与引当金の増減額(△は減少)	155	11
回数券払戻引当金の増減額(△は減少)	△25	△71
ETCマイレージサービス引当金の増減額(△は減少)	111	70
受取利息	△14	△11
受取配当金	△1	△0
支払利息	53	37
固定資産売却損益(△は益)	△1	0
固定資産除却費	42	18
投資有価証券評価損益(△は益)	13	45
投資有価証券売却損益(△は益)	—	31
投資有価証券償還損益(△は益)	10	△0
デリバティブ評価損益(△は益)	49	△18
出資金償還損益(△は益)	—	△19
持分法による投資損益(△は益)	1	△17
売上債権の増減額(△は増加)	8,687	10,193
たな卸資産の増減額(△は増加)	※2 △14,296	※2 △14,451
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,179	△11,929
未払又は未収消費税等の増減額	200	△3,190
その他	3,819	△5,137
小計	△5,025	△19,159
利息及び配当金の受取額	19	9
利息の支払額	△759	△671
法人税等の支払額	△2,134	△1,549
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,900	△21,371

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△1,340	△2,420
固定資産の売却による収入	2	3
固定資産の除却による支出	△35	—
投資有価証券の取得による支出	△549	△163
投資有価証券の売却による収入	0	251
投資有価証券の償還による収入	—	13
有価証券の償還による収入	550	—
子会社株式の取得による支出	△20	△27
定期預金の払戻による収入	—	101
その他	—	28
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,393	△2,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△6,000	△100
長期借入れによる収入	8,458	9,268
長期借入金の返済による支出	※2 △9,478	※2 △4,856
リース債務の返済による支出	△63	△84
少数株主への配当金の支払額	△0	—
その他	△34	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,118	4,193
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,412	△19,389
現金及び現金同等物の期首残高	37,983	44,453
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 21,570	※1 25,064

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
(株)高速道路開発

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

阪申土木技術諮詢（上海）有限公司
（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

関連会社の名称 (株)情報技術
(株)テクノ阪神
内外構造(株)
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（阪申土木技術諮詢（上海）有限公司）は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

（時価のあるもの）

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債84,003百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 50,169百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が36,312百万円、道路建設関係長期借入金が40,692百万円それぞれ減少しております。</p> <p>3 _____</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高29百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債84,014百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 562,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 54,492百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金4,323百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高6百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 174百万円 役員退職慰労引当金繰入額 8百万円 給料手当 639百万円 賞与引当金繰入額 160百万円 退職給付費用 97百万円 減価償却費 277百万円 地代家賃 130百万円 租税公課 123百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 796百万円 利用促進費 409百万円				※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 178百万円 役員退職慰労引当金繰入額 9百万円 給料手当 643百万円 賞与引当金繰入額 159百万円 退職給付費用 111百万円 減価償却費 112百万円 地代家賃 126百万円 租税公課 155百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 794百万円 利用促進費 394百万円			
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 1百万円 計 1百万円				※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 0百万円 その他(工具、器具及び備品) 0百万円 計 1百万円			
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 計 0百万円				※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 1百万円 計 1百万円			
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 39百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び備品) 1百万円 ソフトウェア 0百万円 計 42百万円				※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 12百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び備品) 5百万円 ソフトウェア 0百万円 計 18百万円			
※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
用途	種類	場所	計上額	用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市なぎさ町ほか	75百万円	(合計)	休憩所施設	建物及び構築物	0百万円
	機械装置及び運搬具		10百万円			大阪市西淀川区	0百万円
	その他(工具、器具及び備品)		6百万円				
	ソフトウェア		1百万円				
	建設仮勘定		50百万円				
(合計)		144百万円					

<p style="text-align: center;">前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,781百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">14,900百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 等</td> <td style="text-align: right;">△111百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,570百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△9,478百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額6,334百万円が含まれております。</p> <p>以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,296百万円には、道路整備特別特措法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額6,110百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	6,781百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	14,900百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 等	△111百万円	現金及び現金同等物	21,570百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,574百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">19,500百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△10百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,064百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△4,856百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額4,323百万円が含まれております。</p> <p>以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,451百万円には、道路整備特別特措法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額3,154百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	5,574百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	19,500百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10百万円	現金及び現金同等物	25,064百万円
現金及び預金勘定	6,781百万円																
取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	14,900百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 等	△111百万円																
現金及び現金同等物	21,570百万円																
現金及び預金勘定	5,574百万円																
取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	19,500百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10百万円																
現金及び現金同等物	25,064百万円																

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備（構築物）及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	40百万円	22百万円	17百万円
その他（工具、器具及び備品）	59	36	23
合計	99	58	40

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
機械装置及び運搬具	40百万円	25百万円	14百万円
その他（工具、器具及び備品）	55	39	16
合計	96	65	30

② 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額等

	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年9月30日）
1年以内	18百万円	17百万円
1年超	24	15
合計	42	32

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前中間連結会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当中間連結会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
支払リース料	22百万円	9百万円
減価償却費相当額	18	9
支払利息相当額	1	0

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	130,389百万円	133,377百万円
1年超	8,131,656	8,063,472
合計	8,262,045	8,196,849

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	29百万円	30百万円
1年超	102	98
合計	131	129

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	44,464	44,464	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	17,890	17,890	—
(3) 未収入金	7,470	7,470	—
(4) 未収還付法人税等	7	7	—
(5) 未収消費税等	39	39	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	1,535	1,535	—
資産計	71,409	71,409	—
(1) 高速道路事業未払金	26,808	26,808	—
(2) 未払金	10,769	10,769	—
(3) 短期借入金	200	200	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	11,454	11,454	—
(5) 未払法人税等	1,601	1,601	—
(6) 未払消費税等	2,286	2,286	—
(7) 道路建設関係社債	84,003	85,487	1,483
(8) 道路建設関係長期借入金	79,922	79,922	—
(9) 長期借入金	5,300	5,300	—
負債計	222,347	223,830	1,483

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	245

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（6）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,574	5,574	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	12,802	12,802	—
(3) 未収入金	2,283	2,283	—
(4) 未収還付法人税等	2	2	—
(5) 未収消費税等	1,087	1,087	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	20,735	20,735	—
資産計	42,486	42,486	—
(1) 高速道路事業営業未払金	14,294	14,294	—
(2) 未払金	2,777	2,777	—
(3) 短期借入金	100	100	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	11,827	11,827	—
(5) 未払法人税等	859	859	—
(6) 未払消費税等	143	143	—
(7) 道路建設関係社債	84,014	86,394	2,379
(8) 道路建設関係長期借入金	84,494	84,494	—
(9) 長期借入金	4,766	4,766	—
負債計	203,279	205,658	2,379

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	305

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	80	68	12
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	202	200	2
	③その他	74	57	17
	(3) その他	18	15	3
	小計	376	341	35
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	748	749	△ 1
	②社債	—	—	—
	③その他	310	351	△ 40
	(3) その他	100	100	—
	小計	1,159	1,201	△ 41
合計		1,535	1,542	△ 6

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の債券について33百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

1. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	47	45	1
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	200	199	0
	②社債	200	200	0
	③その他	25	23	2
	(3) その他	—	—	—
	小計	473	468	4
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	19	22	△ 2
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	549	549	△ 0
	②社債	—	—	—
	③その他	189	203	△ 14
	(3) その他	19,503	19,503	△ 0
	小計	20,262	20,279	△ 16
合計		20,735	20,747	△ 12

2. 減損処理を行った有価証券

当中間連結会計期間において、その他有価証券について45百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	397	397	272	△ 124
合計		397	397	272	△ 124

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	145	145	94	△ 50
合計		145	145	94	△ 50

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。

「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	87,962	4,172	92,134	1,356	93,491	—	93,491
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45	—	45	5	50	(50)	—
計	88,007	4,172	92,180	1,362	93,542	(50)	93,491
セグメント利益又は 損失 (△)	△4,098	△7	△4,106	248	△3,858	—	△3,858
セグメント資産	247,282	17,776	265,059	4,675	269,734	34,125	303,860
その他の項目							
減価償却費	3,025	—	3,025	119	3,144	678	3,822
持分法適用会社への 投資額	67	—	67	—	67	—	67
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	376	—	376	326	702	469	1,171

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△50百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額34,125百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額678百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額469百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	86,394	3,302	89,696	2,618	92,315	—	92,315
セグメント間の内部 売上高又は振替高	135	—	135	6	142	(142)	—
計	86,530	3,302	89,832	2,625	92,457	(142)	92,315
セグメント利益	1,553	16	1,569	14	1,584	—	1,584
セグメント資産	222,288	16,281	238,569	6,860	245,430	37,414	282,845
その他の項目							
減価償却費	2,905	—	2,905	221	3,127	331	3,459
持分法適用会社への 投資額	258	—	258	—	258	—	258
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	792	—	792	708	1,500	153	1,653

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業業、発土再生生活用事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△142百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額37,414百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額331百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額153百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	81,612	11,879	93,491

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	83,029	9,285	92,315

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	144	—	144

（注）「その他」の金額は、すべて休憩所等事業に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	0	—	0

（注）「その他」の金額は、すべて休憩所等事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	161	—	25	—	187
当中間期末残高	979	—	134	—	1,113

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	161	—	25	—	187
当中間期末残高	656	—	82	—	738

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業について1,756百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の連結子会社である㈱高速道路開発が、平成22年9月に少数株主より発行済株式の一部を自己株式として取得した際に、自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったことにより発生したものであります。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	△90.56円	70.54円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(百万円)	△1,811	1,410
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(百万円)	△1,811	1,410
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,843.94円	1,913.18円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	36,878	38,263
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	36,878	38,263
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(重要な契約の変更)

当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」について、平成23年6月13日付けで変更協定を締結しました。同変更協定は、平成23年11月9日付けで、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受け、当社が道路整備特別措置法第3条第6項の許可を受けたことにより、その効力を生じています。

変更内容	<p>「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年2月16日 国土交通省発表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成23年3月17日 国土交通大臣同意)を受けて、平成24年以降の料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額の変更を始め、大阪府道高速大阪池田線の改築に係る工事として信濃橋渡り線(仮称)の工事を追加するとともに、事業費及び工程の精査等により、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更しております。</p> <p>これらの変更のほか、平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更しております。</p>								
変更による影響	<p>この変更により、平成23年度から平成62年度までの協定における計画料金収入の額が1,123,296百万円(税込)、道路資産の貸付料の額が1,040,847百万円(税込)、それぞれ減少致します。</p> <p>また、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表 注記事項(リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には、以下のとおりとなります。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="470 1174 1230 1321"><tr><td>(1) 道路資産の未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1年以内</td><td>127,323百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>6,648,700百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>6,776,024百万円</td></tr></table>	(1) 道路資産の未経過リース料		1年以内	127,323百万円	1年超	6,648,700百万円	合計	6,776,024百万円
(1) 道路資産の未経過リース料									
1年以内	127,323百万円								
1年超	6,648,700百万円								
合計	6,776,024百万円								

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,611	4,127
高速道路事業営業未収入金	17,908	12,792
未収入金	7,084	1,790
未収消費税等	—	※3 1,048
有価証券	—	19,500
仕掛道路資産	159,899	174,318
貯蔵品	111	122
受託業務前払金	15,899	14,646
前払費用	71	195
繰延税金資産	75	442
その他	1,267	1,478
貸倒引当金	△13	△8
流動資産合計	243,915	230,456
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,073	1,073
減価償却累計額	△235	△257
建物（純額）	838	815
構築物	16,655	16,643
減価償却累計額	△4,253	△4,676
構築物（純額）	12,402	11,967
機械及び装置	40,253	40,420
減価償却累計額	△18,618	△20,982
機械及び装置（純額）	21,634	19,438
車両運搬具	356	349
減価償却累計額	△338	△320
車両運搬具（純額）	17	29
工具、器具及び備品	293	299
減価償却累計額	△208	△217
工具、器具及び備品（純額）	85	81
建設仮勘定	626	1,121
有形固定資産合計	35,604	33,453
無形固定資産		
ソフトウェア	258	232
その他	1	1
無形固定資産合計	259	233
高速道路事業固定資産合計	35,863	33,687
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	103	103
減価償却累計額	△92	△92
建物（純額）	11	11

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
構築物	15	14
減価償却累計額	△5	△6
構築物(純額)	9	8
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	—	—
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	4	2
減価償却累計額	△4	△2
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	13	8
減価償却累計額	△7	△7
工具、器具及び備品(純額)	6	1
土地	1,321	1,321
建設仮勘定	2	32
有形固定資産合計	1,350	1,374
無形固定資産		
ソフトウェア	28	24
無形固定資産合計	28	24
関連事業固定資産合計	1,378	1,399
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,179	4,186
減価償却累計額	△860	△949
建物(純額)	3,318	3,236
構築物	62	62
減価償却累計額	△23	△24
構築物(純額)	39	37
車両運搬具	11	—
減価償却累計額	△11	—
車両運搬具(純額)	0	—
工具、器具及び備品	360	391
減価償却累計額	△130	△156
工具、器具及び備品(純額)	229	234
土地	2,818	2,818
リース資産	109	158
減価償却累計額	△15	△35
リース資産(純額)	93	123
建設仮勘定	253	185
有形固定資産合計	6,755	6,636
無形固定資産		
ソフトウェア	527	447
その他	0	0
無形固定資産合計	528	448
各事業共用固定資産合計	7,283	7,084

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	605	605
有形固定資産合計	605	605
その他の固定資産合計	605	605
投資その他の資産		
その他の投資等	1,948	1,786
貸倒引当金	△30	△38
投資その他の資産合計	1,917	1,747
固定資産合計	47,049	44,525
資産合計	※1 290,964	※1 274,981
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	27,336	14,395
1年以内返済予定長期借入金	11,354	11,727
未払金	9,878	1,990
リース債務	22	33
未払費用	485	771
未払法人税等	1,066	602
未払消費税等	2,005	—
受託業務前受金	15,969	15,497
前受金	471	1,453
預り金	1,497	2,033
賞与引当金	707	699
回数券払戻引当金	312	240
その他	0	0
流動負債合計	71,108	49,445
固定負債		
道路建設関係社債	※1 84,003	※1 84,014
道路建設関係長期借入金	79,922	84,494
その他の長期借入金	5,300	4,766
リース債務	53	69
繰延税金負債	111	109
受入保証金	38	38
退職給付引当金	17,666	17,745
役員退職慰労引当金	18	22
ETCマイレージサービス引当金	724	794
その他	340	306
固定負債合計	188,179	192,362
負債合計	259,287	241,808

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	152	150
高速道路事業別途積立金	9,416	10,987
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	2,104	2,031
利益剰余金合計	11,676	13,173
株主資本合計	31,676	33,173
純資産合計	31,676	33,173
負債・純資産合計	290,964	274,981

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)		当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	
高速道路事業営業損益				
営業収益				
料金収入		81,612		83,029
道路資産完成高		6,110		3,154
その他の売上高		7		2
営業収益合計		87,729		86,187
営業費用				
道路資産賃借料		66,251		62,091
道路資産完成原価		6,110		3,154
管理費用		19,440		19,652
営業費用合計		91,801		84,898
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)		△4,072		1,288
関連事業営業損益				
営業収益				
受託業務収入		4,172		3,302
駐車場事業収入		245		244
休憩所等事業収入		37		41
その他営業事業収入		362		364
営業収益合計		4,818		3,952
営業費用				
受託業務事業費		4,180		3,286
駐車場事業費		105		112
休憩所等事業費		62		34
その他営業事業費		333		395
営業費用合計		4,682		3,828
関連事業営業利益		135		124
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)		△3,936		1,412
営業外収益		※1 422		※1 323
営業外費用		※2 55		※2 34
経常利益又は経常損失 (△)		△3,569		1,701
特別利益		※3 125		※3 0
特別損失		※4, ※5 182		※4, ※5 4
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)		△3,627		1,696
法人税、住民税及び事業税		9		538
過年度法人税等		45		30
法人税等調整額		△1		△368
法人税等合計		53		200
中間純利益又は中間純損失 (△)		△3,680		1,496

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	157	152
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2
当中間期変動額合計	△2	△2
当中間期末残高	154	150
高速道路事業別途積立金		
当期首残高	7,791	9,416
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,624	1,571
当中間期変動額合計	1,624	1,571
当中間期末残高	9,416	10,987
関連事業別途積立金		
当期首残高	3	3
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	3	3
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,990	2,104
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2
別途積立金の積立	△1,624	△1,571
中間純利益又は中間純損失(△)	△3,680	1,496
当中間期変動額合計	△5,302	△72

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
当中間期末残高	△3,312	2,031
利益剰余金合計		
当期首残高	9,942	11,676
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△3,680	1,496
当中間期変動額合計	△3,680	1,496
当中間期末残高	6,261	13,173
株主資本合計		
当期首残高	29,942	31,676
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失 (△)	△3,680	1,496
当中間期変動額合計	△3,680	1,496
当中間期末残高	26,261	33,173
純資産合計		
当期首残高	29,942	31,676
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失 (△)	△3,680	1,496
当中間期変動額合計	△3,680	1,496
当中間期末残高	26,261	33,173

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	5～60年
機械及び装置	5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債84,003百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 50,169百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が36,312百万円、道路建設関係長期借入金が40,692百万円それぞれ減少しております。</p> <p>3 _____</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債84,014百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 562,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 54,492百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金4,323百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																																			
※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 208百万円 有価証券利息 7百万円 受取利息 7百万円 土地物件貸付料 20百万円 原因者負担収入 7百万円 寄付金収入 144百万円				※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 197百万円 有価証券利息 3百万円 受取利息 10百万円 土地物件貸付料 17百万円 原因者負担収入 8百万円 回数券払戻引当金戻入額 64百万円																																			
※2 営業外費用の主要項目 支払利息 54百万円 偽造ハイウェイカード損失 0百万円				※2 営業外費用の主要項目 支払利息 31百万円 偽造ハイウェイカード損失 0百万円																																			
※3 特別利益の主要項目 仕掛道路資産修正益 110百万円 回数券払戻引当金戻入額 14百万円				※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地等) 0百万円																																			
※4 特別損失の主要項目 固定資産除却費(建物等) 38百万円 減損損失 144百万円				※4 特別損失の主要項目 固定資産除却費(工具、器具及び備品等) 4百万円 減損損失 0百万円																																			
※5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				※5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="5">大阪府泉津市なぎさ町ほか</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(合計)</td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪府泉津市なぎさ町ほか	75百万円	機械及び装置	10百万円	工具、器具及び備品	6百万円	ソフトウェア	1百万円	建設仮勘定	50百万円	(合計)			144百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休憩所施設</td> <td>建物</td> <td>大阪市西淀川区</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(合計)</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪市西淀川区	0百万円	(合計)			0百万円
用途	種類	場所	計上額																																				
休憩所施設	建物	大阪府泉津市なぎさ町ほか	75百万円																																				
	機械及び装置		10百万円																																				
	工具、器具及び備品		6百万円																																				
	ソフトウェア		1百万円																																				
	建設仮勘定		50百万円																																				
(合計)			144百万円																																				
用途	種類	場所	計上額																																				
休憩所施設	建物	大阪市西淀川区	0百万円																																				
(合計)			0百万円																																				
(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。				(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。																																			

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)								
<p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,095百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">516百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	3,095百万円	無形固定資産	516百万円	<p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,965百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">190百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,965百万円	無形固定資産	190百万円
有形固定資産	3,095百万円								
無形固定資産	516百万円								
有形固定資産	2,965百万円								
無形固定資産	190百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	130,389百万円	133,377百万円
1年超	8,131,656	8,063,472
合計	8,262,045	8,196,849

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	0百万円	0百万円
1年超	1	1
合計	2	2

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式364百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

子会社及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式365百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	△184.02円	74.83円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(百万円)	△3,680	1,496
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(百万円)	△3,680	1,496
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,583.83円	1,658.66円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	31,676	33,173
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	31,676	33,173
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(重要な契約の変更)

当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」について、平成23年6月13日付けで変更協定を締結しました。同変更協定は、平成23年11月9日付けで、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受け、当社が道路整備特別措置法第3条第6項の許可を受けたことにより、その効力を生じています。

変更内容	<p>「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年2月16日 国土交通省発表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成23年3月17日 国土交通大臣同意)を受けて、平成24年以降の料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額の変更を始め、大阪府道高速大阪池田線の改築に係る工事として信濃橋渡り線(仮称)の工事を追加するとともに、事業費及び工程の精査等により、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更しております。</p> <p>これらの変更のほか、平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更しております。</p>						
変更による影響	<p>この変更により、平成23年度から平成62年度までの協定における計画料金収入の額が1,123,296百万円(税込)、道路資産の貸付料の額が1,040,847百万円(税込)、それぞれ減少致します。</p> <p>また、「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等(1) 中間財務諸表 注記事項(リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には、以下のとおりとなります。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1"><tr><td>1年以内</td><td>127,323百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>6,648,700百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>6,776,024百万円</td></tr></table>	1年以内	127,323百万円	1年超	6,648,700百万円	合計	6,776,024百万円
1年以内	127,323百万円						
1年超	6,648,700百万円						
合計	6,776,024百万円						

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第6期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月30日近畿財務局長に提出
- (2) 訂正発行登録書
平成23年6月30日近畿財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書
平成23年8月3日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回から第6回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）までには保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成23年9月30日現在)

銘 柄	発行年月日	発行価額又は売出価格 の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は 登録認可金融商品取引業 協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成20年2月28日	9,999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成21年2月26日	14,997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付)	平成22年2月19日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第5回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月29日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第6回社債 (一般担保 付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構重畳的債務引受条項付)	平成23年2月14日	15,000	非上場

(注) 平成22年12月28日付けで機構により重畳的に債務引き受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
II 資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△3,349百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容
 - (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
 - (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市田 龍	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 由佳	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」について、平成23年6月13日付けで変更協定を締結している。同変更協定は、平成23年11月9日付けで、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受け、会社が道路整備特別措置法第3条第6項の許可を受けたことにより、その効力を生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」について、平成23年6月13日付けで変更協定を締結している。同変更協定は、平成23年11月9日付けで、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受け、会社が道路整備特別措置法第3条第6項の許可を受けたことにより、その効力を生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。